

SKET NEWS

季刊

vol. 61
2025年新春号

contents

- 1 新年のご挨拶
- 2 各部・各事業所より
～組合員の皆様へ～
- 3 物流の2024年問題に
関してのこれからの動向
- 4 特定技能に関する追加情報
- 5 日本語能力試験 -JLPT-
- 6 2024年 日本におけるベトナム労働の日
参加・表彰のご報告
- 7 自転車運転中の「ながらスマホ」
の罰則強化

表紙:ベトナム ハノイ



組合Facebookページ随時更新中！
<https://www.facebook.com/tsk.kumiai>

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

組合員の皆様には、旧年中も当組合の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨今、経済環境や労働市場を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、特に外国人技能実習生制度や特定技能制度など、人材関連の法律や手法・環境の変化が著しい状況です。また、ドライバー不足から高速道路料金の効率的な利用が求められ、その管理手段としてのETCカード活用の重要性が増しています。当組合はこれらの事業を通じ、組合員の皆様が直面される課題に対し、効果的なサポートを提供することを使命としております。

昨年、外国人技能実習生受入事業においては、法改正への対応に加え、実習生が円滑に受け入れられる環境の整備に努めました。また、特定技能外国人支援事業においては、技能実習を修了した外国人の特定技能への切り替え需要が増大しており、これに対応することで組合員企業の人材確保に寄与することができました。

一方、ETCカード事業では、マイページのリリースなどにより作業時間削減と運用の効率化を追求し、多くの組合員様から高い評価をいただきました。これらの成果を礎として、本年はさらに一歩進んだ支援体制を構築してまいります。

2025年は、これまで築いてきたノウハウをさらに強化するとともに、組合員様との信頼関係を一層深め、組合員の皆様や社会にいつそう貢献できるよう、事業拡充を図ってまいります。

ETCカード事業では、新たな割引制度への対応やマイページの利用促進に注力し、利用者の利便性を高める施策を展開していく予定です。

国際事業においては、2年後に新たに始まる育成就労制度への対応を進めるとともに、外国人材の受け入れ・サポート体制をより一層充実させていく所存です。

これらの取り組みを成功に導くためには、組合員の皆様との連携が不可欠です。職員一同がワンチームとなって取り組み、より多くの組合員様に付加価値を生み出してまいりたいと存じます。引き続き皆様からのご支援、ご鞭撻を賜れば幸いです。

最後になりますが、組合員の皆様のますますのご繁栄とご健勝をお祈り申し上げますとともに、皆様にとって2025年が実り多き一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

代表理事 理事長 金尾 健大

各部・各事業所より～組合員の皆様へ～

カード事業部

昨年からのエネルギー・資材等の急激な高騰、ドライバー不足に続き、さらに郵送料金の値上げ等経費に関わる圧力は緩むことはありません。カード事業部では、マイページをリニューアルし、WEB請求書のご利用に加え、WEBによる各種申請をスタートし、紙代、通信費を低減し、リモートワーク化にも対応しております。さらにますます複雑化する高速道路料金の時間帯料金につきましては、正確な情報と併せて、今まで以上に組合員皆様へのスピード対応を実現させてまいります。引き続きご指導、ご鞭撻賜りたくよろしくお願いいたします。

国際事業部

新年明けましておめでとうございます。
早いもので新型コロナによる入国制限が解除されて3年が経過しようとしています。この期間中から特定技能の数が大きく増えました。それまでの技能実習後は帰国という流れから、特定技能で更に延長というのがトレンドとなり、組合員様におかれましては8年目・9年目の元実習生が在籍しているところもあるかと思えます。2027年には新制度のスタートと変革が続く本業界をリードできるよう職員一丸となって頑張っております。

東京営業所

新年明けましておめでとうございます。
働き方改革が実施されてきており、様々な業種での人手不足が言われております。この様な時代の中でこそ我々の業界が世の中のお役に立てる様、努力するべき時期だと改めて痛感しております。本年も皆様のお役に立てる様に努力してまいります。

名古屋事務所

新年明けましておめでとうございます。
2025年の干支は「乙巳(きのと・み)」です。
「乙」は十干では第2位であり、困難があっても紆余曲折しながら進むこと、「巳」は蛇のイメージから「再生と変化」を意味します。2025年は皆様と大きく飛躍する年にしていきます。
本年もどうぞよろしくお願い致します。

大阪事務所

新年明けましておめでとうございます。
2025年は技能実習・特定技能の受け入れ拡大を進め、大阪万博を迎える特別な年です。多文化共生と地域活性化の実現に向け、組合員様と連携しながら、実習生と特定技能外国人材の活躍を支援し、皆様の事業発展に尽力して参ります。

広島営業所

明けましておめでとうございます。
2025年もより一層のご支援を賜り、共に成功を分かち合える一年となりますよう、営業所一同、組合員の皆様のお力に沿えるよう努めてまいります。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

福岡事務所

新年明けましておめでとうございます。
日本の労働者不足は今年も続き、対応した特定技能制度や、育成就労制度(2027年～)といった働くための制度へと移行していきます。
福岡は九州の玄関で、多くの外国人をお迎えする地です。本年もしっかりと支援を続けてまいります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

物流の2024年問題に関するこれからの動向

1.改正物流総合効率化法施行

働き方改革関連法の適用により、運輸業界においてドライバー不足が生じている「2024年問題」は、物流コスト—特に輸配送費の上昇による物価上昇の他、路線バスの削減・廃止など、市民生活にも少なからず影響を及ぼしています。

このような状況を解決すべく、2024年5月、物流総合効率化法（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律）が改正。輸送などの効率化に取り組む事業者への支援を盛り込むとともに、効率化への取り組みを荷主や物流事業者の努力義務としました。また、一定規模以上の事業者には、物流統括管理者の選任や物流効率化に向けた中長期計画の策定を義務付けるなどしています。

これに基づき、事業者全般に関わる法令の施行が公布後1年以内に、特定事業者に関わる法令の施行が公布後2年以内に、それぞれ行われます。



■基本方針

令和10年度（2028年度）までの目標として、日本全体のトラック輸送のうち、5割の運行で荷待ち・荷役などの時間を1時間減らし、ドライバー1人当たりでは年間125時間短縮することや、日本全体のトラック輸送のうち5割の車両で積載効率を50%まで高め、全体では44%まで改善させることを設定。さらに、1運行当たりの荷待ち・荷役などの時間が全国平均で計2時間以内になるようにすること、フィジカルインターネットの実現を図ることなども示しています。

■荷主・物流事業者の判断基準

同法改正では、荷主・物流事業者に対する物流効率化のための努力義務について、今後検討していく判断基準が省令で提示されました。また、荷主・物流事業者の理解促進のために、取り組み事例などを記載した「判断基準の解説書」の作成も重要としています。具体的には以下のような提示がありました。

- ・適切なりードタイムの確保や発送量・納入量の適正化が図られるよう、社内の関係部門（物流・調達・販売等）の連携を促進
- ・トラック予約受付システムや標準仕様パレット、自動化・機械化機器などの導入
- ・物流情報標準ガイドラインへの準拠など物流データの標準化

■荷主などの取組状況に関する調査・公表

同法改正では、荷主などの判断基準に関して、国が調査・公表を行うにあたって、その具体的な方法についての提示がありました。

- ・物流事業者に定期的なアンケート調査を実施
- ・荷待ち・荷役時間の短縮、積載率の向上に関して項目別に回答を点数化し、点数の公表（高い・低い双方）
- ・価格交渉について中小企業にアンケート調査、点数化・公表
- ・長時間の荷待ち、契約にない附帯業務、無理な運送依頼が常態化している場合には、トラックGメンに情報共有し、働きかけや要請につなげる

（つづく）



物流の2024年問題に関する今後の動向

■特定事業者の選定

取扱貨物量の多い事業者を「特定事業者」として指定し、物流効率化に向けて、物流統括管理者の選任や物流効率化に関する中長期計画の策定、定期報告の実施等を求めています。特定事業者の指定基準について、日本の貨物量の半分程度を対象とすることを前提に、荷主は貨物取扱量9万トン以上、倉庫業者は保管貨物量70万トン以上、トラック事業者は保有車両数150台以上を対象とする案が示されています。



2.トラックGメンをトラック・物流Gメンへ改組・拡充

国土交通省は11月1日、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組・拡充し、集中監視月間を実施すると発表しました。

2023年7月に発足した「トラックGメン」は、2024年問題に対応すべく国土交通省が悪質な荷主・元請を監視するために創設したものです。これまで

荷主などに対し1000件超の是正指導を行うなど、着実に成果を上げてきました。

しかし、荷待ち時間の削減などサプライチェーン全体の取引環境を適正化するためには、倉庫業者からの意見聴取や情報収集も必要となります。

こうした状況を踏まえ、11月1日よりトラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、体制を拡充しました。今後は、倉庫業者からもトラック事業者に対し違反原因行為をしている疑いのある悪質な荷主等についての情報収集を行うようにすることです。

体制については、現行162名のところ、地方運輸局等の物流を担当する部署の職員29名と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」166名を追加、総勢360名規模（357名）で対応。併せて、倉庫業の業界団体においても情報収集窓口を設置し、地方運輸局等と連携し情報収集が行われます。

さらに、荷主、元請事業者等に対し、トラック事業者が関係法令を遵守して事業を遂行できるよう荷主等が配慮することの重要性について理解を得るための周知・協力要請等の活動を実施していくとしています。

3.まとめ

物流の2024年問題に対しては上記のような施策がとられています。これが本当に実効性あるものとして機能していくか、引き続き注視していくことが求められます。

[マイページより、ETCカード利用の請求書PDF、CSVデータの取得が可能](#)

TSK 東西商工協同組合

TSK 東西商工協同組合
マイページへ

ハイクオリティなサービスの提供で、
皆様のビジネスをサポートいたします。

詳しくはカード事業部まで

特定技能に関する追加情報

国外での「特定技能評価試験」

国外での特定技能1号評価試験を実施する場所が
続々と増えております。

現在の分野別の実施状況は、以下の通りです。

【介護】

フィリピン、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、
ネパール、インドネシア、ベトナム、
タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バン
グラデシュの12か国

(以下、「12か国」という。)

【ビルクリーニング】

タイ、インドネシア、スリランカ

【工業製品製造業】

インドネシア、フィリピン、タイ

【建設】

12か国

【自動車整備】

フィリピン、ベトナム

【宿泊業】

フィリピン、ミャンマー、ネパール、インドネシア、
ベトナム、インド、スリランカの7か国

【農業】

12か国

【漁業】

インドネシア

【外食業】

フィリピン、カンボジア、ミャンマー、ネパール、
インドネシア、タイ、スリランカの7か国

注) 出入国在留管理庁が公表する20
24年11月30日現在まで情報です。



国外にて試験実施がされていない分野もある中で
12か国すべてで実施されている分野もあり様々で
ありますが、

日本国内の人手不足の状況を受けて今後も国外で試
験実施が増えるでしょう。

新分野の特定技能の評価試験や状況

2024年3月に特定技能の対象に追加された
「自動車運送業」についても評価試験の概要が20
24年12月に発表されました。

こちらについては国外での評価試験は「決定次
第」となっており、現在は日本でののみ試験実施と
なっております。

[一般財団法人 日本海事協会]

<https://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/motortransport.html>

また、林業分野は2024年10月に特定技能1
号に係る技能試験の実施要領が農林水産省から発表
され、鉄道分野では2024年11月初めてベトナム
人1名に対して「特定技能1号」の在留資格が許
可され、鉄道分野における特定技能外国人が誕生し
ております。

留意すべき事項

日々取り巻く環境が変化しているなか、来年以降、
コロナが明けて入国をしてきた実習生たちが続々と
3年間の実習期間満了を迎える事となります。

特定技能の在留資格を申請する者たちが増えるこ
とが予想されますので、在留資格変更の申請に関し
まして大幅な混雑が予想されます。

このような状態を受けて出入国在留管理庁より事
前のアナウンスが出されております。

実習生の受入れ企業様に置かれましては、出来る
限り就労不可になる期間が発生することが起こらな
いように、監理団体として早めのご案内および書類
申請手続きに注力して参ります。

日本語能力試験 - JLPT -

東西商工協同組合の組合員に受入れて頂いている実習生の2024年12月の受験者数です。

| | N1 | N2 | N3 | N4 | 合計 |
|------|-----|-----|------|------|------|
| 受験者数 | 10名 | 28名 | 106名 | 124名 | 268名 |

受験総数268名、N4受験者124名、N3受験者106名、N2受験者28名、N1受験者10名
合格発表はまだ出ていないので、受験者の割合のみとなります。

組合としても是非実習生たちにJLPTを受験していただき、合格へと繋げていけるようサポートを行って参りたいと考えております。

2024年日本におけるベトナム労働の日 参加・表彰のご報告

12月8日（日）に六本木ハリウッドプラザにてベトナム大使館主催の「2024年日本におけるベトナム労働の日」（昨年につき日本で2回目の開催）に参加させていただき、駐日ベトナム大使館のファム・クアン・ヒエウ大使より、当組合の活動に対して表彰状をいただきました。



グエン・バ・ホアン副大臣(右)、ファム・クアン・ヒエウ大使(左)、
当組合理事長 金尾健大(中)

本行事は、駐日ベトナム大使館やベトナム労働傷病兵社会省が中心となって実施し、日本で働くベトナム人労働者・実習生・特定技能者たちへの感謝と、日越両国の更なる交流促進を目的としています。両国の関係者が一堂に会し、現場で活躍する方々の努力や貢献が改めて称えられる場となり、グエン・バ・ホアン副大臣とファム・クアン・ヒエウ大使が、30人のベトナム人労働者、12の団体・組合、17社の日本企業に表彰状を授与しました。



この度の表彰は、日頃より尽力していただいている組合員の皆様、仲間である社員、送り出し機関、そして日本で日々努力を続けるベトナム人技能実習生・特定技能・技人国の方々のご協力と支えがあってこそです。改めて心より感謝申し上げます。今後も、実習生事業を通じて日越両国の関係強化に寄与できるよう、引き続き取り組んでまいります。ご支援のほど、よろしくお願いいたします。



自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則強化

道路交通法が改正され、令和6年（2024年）11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。自転車の酒気帯び運転に関しては、運転をした本人はもちろん、酒気帯び運転をするおそれがある者に対し酒類を提供した者等、酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が科されます。

自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則

令和6年（2024年）11月から、自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化されました。なお、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。

禁止事項

- ・自転車運転中にスマホで通話すること（ハンズフリー装置を併用する場合等を除く。）。
- ・自転車運転中にスマホに表示された画面を注視すること。

※どちらも自転車が停止しているときを除く。

現行の罰則内容

5万円以下の罰金

令和6年（2024年）11月からの罰則内容

- 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合
6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則

飲酒して自転車を運転することは禁止されており、これまでは酩酊状態で運転する「酒酔い運転」※のみ処罰の対象でしたが、今般の道交法改正により「酒気帯び運転」（血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.15ミ

リグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転すること）についても罰則の対象となります。

また、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすること（酒気帯び運転のほう助）も禁止です。

禁止事項

- ・酒気を帯びて自転車を運転すること。
- ・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供すること。
- ・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供すること。
- ・自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗すること。

令和6年（2024年）11月からの 自転車の酒気帯び運転に関する罰則内容

■酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

■自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合

自転車の提供者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

■自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合
酒類の提供者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

■自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗し、自転車の運転者が酒気帯び運転をした場合
同乗者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為は「酒酔い運転」とされ、今般の改正道路交通法施行以前から罰則として5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が規定されています。

（つづく）

自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則強化

こんな運転も禁止です！

- 傘さし運転(5万円以下の罰金等)
- イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転(5万円以下の罰金)
- 2人乗り(5万円以下の罰金。都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く。)
- 並進運転(2万円以下の罰金又は科料。「並進可」の標識があるところを除く。)

全交通事故の2割超！

増加し続ける自転車の交通事故

今般の改正道路交通法で自転車の運転に関するルールが強化された背景には、近年、自転車による交通事故の増加傾向が続いていることがあります。警察庁の統計によると、令和5年(2023年)中の自転車が第1当事者(過失割合が高い方)又は第2当事者(過失割合が低い方)となった交通事故(自転車関連事故)は72,339件で前年より2,354件増加しました。自転車関連事故の件数は、全交通事故に占める割合が2割を超え、令和3年(2021年)以降、増加傾向にあります。

令和6年(2024年)11月から自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則が強化し、「酒気帯び運転」の罰則が新設されました。今一度、自転車の運転に関するルールを確認し、安全に自転車を利用しましょう。

(出典：政府広報オンライン)

また、東西商工協同組合では自転車を利用している外国人技能実習生および特定技能外国人に対して、5か国語(英語、中国語、ベトナム語、ミャンマー語、インドネシア語)に翻訳を行ったリーフレットを展開致しました。



展開したリーフレット

編集後記

- 1953年：日本で初のテレビジョン本放送を東京で開始
 - 1965年：人類初となる宇宙遊泳に成功
 - 1989年：『平成』という新たな時代へ
 - 2013年：長引くデフレからの脱却を目指したアベノミクス。
- 過去を見ても巳年は「変化」が起こる年ではありますが、変化に対応することを心掛け、組合員の皆様に紙面を通して様々な情報を提供できるよう努めてまいります。



東西商工協同組合

〒108-0014
東京都港区芝4-3-5 岡田ビル
TEL: 03-5442-2277
FAX: 03-5442-2477

ホームページ
<http://tsk-gr.com/>